

企業会計基準公開草案 第80号

「中間財務諸表に関する会計基準（案）」へのコメント

2024年1月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済基盤本部

企業会計基準委員会（ASBJ）御中

「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下、公開草案）へのパブリックコメントの機会に感謝する。以下の通り回答する。

【総論】

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループより検討が重ねられてきた「四半期開示の見直し」の趣旨は、開示業務の効率化であり、今回のASBJによる基準改正も当該活動の一環と理解している。当該趣旨を踏まえると、今回の基準改正により作成者たる企業に追加的な実務負荷が生じる事がないよう、ASBJは細心の注意を払うべきである。
- 今般の金融商品取引法改正により第1四半期・第3四半期報告書は廃止されるものの、上場企業の決算短信による四半期開示は従来通りであり、また、新たな半期報告書も現行の四半期報告書開示と同レベルの開示内容で従来同様45日以内に提出することとされており、四半期開示の枠組み自体は基本的に維持されると考える。
- 現行の四半期開示の実務慣行が、四半期会計基準を前提に確立されていることを踏まえれば、中間財務諸表の会計基準は現行の四半期会計基準の読み替えとすべきであり、我が国の実態に即した現行の四半期特有の処理（簡便法等）も全て踏襲されるべきである。期中財務諸表に関する会計基

準として統一することへの利害関係者のニーズは高いと考えるが、その場合も同様に現行の四半期会計基準を期中会計基準として踏襲することで、企業側に過度な実務負担をかけることなく、第1四半期、中間期（第2四半期）、第3四半期、年度末の各決算情報間の整合性を確保すべきである。

【質問1】

- 中間財務諸表の記載内容について従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容を想定する点、会計処理の見直しにより実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを提案している点については支持する。
- ただし、上場企業については、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）が廃止され、開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することとされたものの、第1・第3四半期の財務諸表を引き続き作成することには変わりはなく、「四半期開示の見直し」の趣旨が開示業務の効率化である事に照らしても、今回のASBJの会計基準開発により、四半期決算の実務負担が増加しないように配慮すべき。
- 例えば「（3）有価証券の減損処理に係る中間切放し法」の論点において、第1四半期で減損処理を実施した際は、第2四半期では第1四半期の減損を戻し入れた簿価で判定する必要があるが生じる。簡便法が仮に廃止された場合、簡便法を適用している企業がこれに対応するためには（四半期全ての会計処理を洗替法に統一するか、第1・第3四半期は洗替法、第2四半期は切放法とすることが理論的にはあり得るが、四半期と中間で方針を違えるのは非現実的であるため）実質、全四半期を通じて会計処理方法を洗替法に統一せざるを得なくなると考える。この場合、会計方針の変更、減損判定頻度や関連する仕訳の増加等に伴い生じる追加的な実務負担が極めて大きい旨の意見が会員企業より複数寄せられている。
- 四半期特有の簡便法については、実務負担の観点からも、恒久的に継続適

用可能な制度設計を目指すべきであり、公開草案で提案した経過措置を恒久措置とする事も含めてASBJは検討を行うべきである。

【質問2】

- 「今後の基準開発の方向性」として、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更の検討が示されている点については、企業の実務負荷の増加に繋がりにかねず、「四半期開示の見直し」の本来の趣旨である開示業務の効率化に逆行する懸念がある。四半期特有の簡便法を適用する企業も相当数ある。
- また、本公開草案で経過措置を設けられている会計処理の取扱いの変更は、中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いを統一する方法としてIAS 第34号「期中財務報告」の原則を採用した場合に検討することが考えられるとされているが、IAS第34号との日本基準の差異は、主要な差異として国際的に指摘されている項目でもなく、また、我が国の実務慣行の観点も踏まえると、IAS第34号を四半期特有の簡便法を廃止しなくてはならない根拠とする事は適切ではない。
- 中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの統一に当たっては、企業側の実務負荷の観点からも、簡便的な会計処理の廃止等を要さないかたちでの統一を含め、慎重な検討を期待する。

以 上